

議会運営委員会記録

○開催日時

令和2年6月19日 午後0時57分～午後1時26分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	福元光一	委員	中島由美子
副委員長	成川幸太郎	委員	下園政喜
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	大田黒博	委員	落口久光
委員	永山伸一		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原春二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 宮里兼実

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	商工観光部長	古川英利
総務課長	古里洋一郎		
文書法制室長	川畑央	議会事務局長	道場益男
		議事調査課長	堀ノ内孝

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	堀ノ内孝	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	久米道秋	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等の審議方法について
 - 3 採決方法等の見直しに伴う関連事項の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（福元光一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（新原春二）一般質問の二日目が終わりました。質問された皆さん、大変お疲れさまでございました。

今回、3件の議案をお願いをしてあります。特に、コロナの関係で議事進行の短縮化をすること、いろいろな制度が変わっておりますので、ぜひ今日は皆さん御理解をされた上で会議を進めたいと思います。特に、議事進行の関係で提出をする部分があります。そしてまた討論の部分が変わってきますので、この配付をされたもので理解をされていると思いますけど、ぜひ理解をされるまでいろいろ御議論をお願いしたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

△請願等の取扱いについて

○委員長（福元光一）それでは、請願等の取扱いについてを議題とします。

まず、提出のあった請願等について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（堀ノ内 孝）資料1を御覧ください。

請願及び陳情が1件ずつ提出されております。

まず、請願であります。地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書であります。

提出者は、薩摩川内市職員労働組合執行委員長で、紹介議員は持原議員でございます。

5月27日に受理いたしております。

次のページに請願書の写しを添付しておりますので御覧ください。

請願項目であります。記以下に記載されておりますが、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保

を図ることなど10項目となっております。

なお、同趣旨の請願につきましては、昨年も提出されておまして、総務文教委員会に付託されております。

陳情について説明いたしますので、資料1にお戻りください。

陳情は、新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情であります。

提出者は、本市尾白江町、学校における新しい生活様式を実現する会、代表者、白川誠一氏であります。

受理日は6月3日でございます。

2枚開けていただきまして、陳情書の写しを添付しております。

陳情項目であります。下のほうに記載されておりますが、令和3年度の政府予算編成において教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に拡充することの2項目となっております。

なお、同趣旨の陳情につきましては、昨年も提出されておまして、総務文教委員会に付託されております。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたので、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願書についてですが、同趣旨のものはこれまで総務文教委員会に付託されているようです。

これを踏まえて、付託先について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本請願の取扱いは、総務文教委員会に付託することで御了承願います。

次に、新しい生活様式に対応する教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書の提出を求める陳情についてですが、同趣旨のものはこれまで総務文教委員会に付託されているようです。

これを踏まえて、付託先等について、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本陳情は、委員会付託とすることとし、付託先は総務文教委員会とすることで御了承願います。

以上で、請願等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（福元光一）次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）資料2-1、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、当局からの報告が1件、報告第21号は権利の放棄に関する専決処分の承認を求めるものであり、本市が無償貸付をしている下甕竜宮の郷の敷地について、貸付の相手方であるKOSCO INN株式会社が貸付期間の短縮を申し出たことに伴い、合意による土地使用貸借契約の解除を早急に図るため、また竜宮の郷の建物については今後も施設の活用が見込まれるといったことから、当該契約に定める敷地の更地返還及び建物等に係る滅失登記を求める権利を放棄する必要が生じたもので、本専決処分は6月24日の産業建設委員会に付託してはと考えます。

次に、受理した請願・陳情が2件ございます。

先ほど御協議いただいたとおり、請願第4号及び陳情第5号については、6月25日の総務文教委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、記載のとおり最終日に報告2件及び予算関係議案1件の提出がそれぞれ予定されているようでございます。

資料2-2を御覧ください。

ただいまの説明のとおり、中日と最終日にそれぞれ議案等が提出されることとなりますことから、令和2年第2回市議会定例会及び会期日程（案）においては、内容の欄が変更となっております。

具体的には6月22日の本会議では総括質疑並

びに一般質問の後、議案説明及び議案等付託、最終日7月3日の本会議においては、付託事件等審査結果報告の後、議案説明及び一部議案審議としてはいかがかと考えます。

○委員長（福元光一）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○商工観光部長（古川英利）専決処分について補足説明をさせていただきます。

報告つづり、その2、21-1ページであります。

専決処分の承認を求めるということで、権利の放棄となっております。

21-2ページをお願いします。専決処分する理由でございます。今ありましたとおり、竜宮の郷の敷地について、貸付相手が貸付期間の短縮を申し出たことにより、合意による土地使用貸借契約の解除を早急に図るために権利の放棄をする必要がありました。

ページ中ほど、権利の内容は、今言ったとおり、いわゆる更地返還の権利を放棄するということで、現況で施設を返してもらおうということになります。

議会資料を別途お配りさせていただいております。議会資料に経過がありますのでよろしく願います。

竜宮の郷につきましては（1）にありますとおり、KOSCO INN株式会社から撤退の申出が今年3月4日付でありました。理由としては累積赤字が増え、営業継続が困難になったため9月末で撤退したいということでありました。その際、交付された補助金等、課税免除された固定資産税は納付する、ただし建物については現状で返還したいとの申し出でございました。

3月30日付で市の回答としては、9月30日での撤退はやむを得ないということで了承しましたが、補助金返還等、固定資産税は納付を求めること、それから建物の返還方法については留保させていただいております。

4月に入りましてから下甕地域でこのような経過を含めて意見交換会をやったところ、地元としてはどういう活用でもいいので残してほしいというような要望が出されました。これを踏まえまして、市では5月8日から市場性調査を実施し、用途は指定しない形で土地、建物の30年間の無償

貸付の条件で活用の意向があるかどうかということで、今、公募の途中でございます。この公募につきましては、現在1社から提案がなされているところでありますが、7月7日までが締切りとなっております。

そして、今回のことなのですが、6月8日になりましてから、撤退時期を6月25日に前倒ししたいということ、補助金と固定資産税は納付しますということで連絡がございました。

理由といたしましては、このコロナウイルスの関係で運営するホテルのほとんどが休業を余儀なくされ、会社全体の経営に甚大な影響があったため、撤退の時期を前倒ししたいということでございました。

市といたしましては、この申出に対しまして、まずこの権利の放棄を専決処分させていただいた前提で契約解除を行いまして、所有権を取り戻す手続に直ちに入りまして、それから補助金返還、固定資産税の納付を求めるための請求を今行ったところでございます。

現在は、所有権は薩摩川内市のほうに戻るように仮登記がなされている状態でございます。

○委員長（福元光一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終わります。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時10分休憩

~~~~~

午後1時11分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

**○委員長（福元光一）** ここで、本会議に戻します。

△採決方法等の見直しに伴う関連事項の取扱いについて

**○委員長（福元光一）** 次に、ア、採決方法等の見直しに伴う関連事項の取扱いについてを議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（堀ノ内 孝）** 資料3—1を御覧ください。

採決方法等の見直しに伴う関連事項の取扱いについてでございます。

本会議における採決方法等の見直しに伴い、申合せ事項に規定することとしたいが、今後、議事運営上の疑義が生じないように関連する事項についても御確認いただいた上で、これに加える必要があるということでございまして、これまで協議会で説明しておりましたが、本会議でございまして繰り返すにはなりますが、簡潔に御説明いたします。

採決方法等の見直しに伴う申合せ事項の改正に関連する事項でございます。

まず、（1）一括議題の取扱いでございますが、今回、委員長報告ごとを一括質疑、一括討論を行うこととしたことに伴い、付託議案等（一般会計予算及びその補正予算を除き請願・陳情を含む。）については、委員会ごとの一括議題としたい。本会議冒頭で諮っていた一連の議事の進め方を省略し、議事の簡素化を図りたいということでございます。

（2）議案等賛否通告書の提出期限でございますが、議案等賛否通告書の提出締切は、討論通告と同様に、案件が表決に付される日の前々日（休日を含まない。）までとしたいということでございます。

（3）投票を希望する議員の連絡でございますが、投票による採決を希望する議員は、原則として案件が表決に付される日の前々日（休日を含まない。）までに事務局へ連絡していただきたいということでございます。

次のページになりますが、（4）討論の順序でございますが、今回、委員長報告ごとを一括討論とすることで、同一の議員が案件ごとの反対と賛成を一括して行う場合が想定されます。つきましては、発言の順序をあらかじめ整理しておく必要

がございます。

三つ案がお示ししておりましたけれども、一つ目としまして、件数が多い順とし、件数が同じ場合は通告順とする、ただし、件数が1件ずつの場合は、先例により討論交互の原則を優先させるという方法が一つ目。

二つ目ですが、件数の多少に関わらず、通告順とする。

三つ目でございますが、件数の多少に関わらず抽選とするという三通りを説明したところでございました。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、本件については、各党派での協議をお願いしてありましたので、順次協議結果を一括して報告いただき、その後、項目ごとに協議していきたいと思っております。それでは、みんなのひとみから報告をお願いいたします。

○委員（森満 晃）まず、アが省略することです。それとイが前々日です。

○委員（瀬尾和敬）ここに示してあるとおり、ア、イのとおり。

○委員（永山伸一）提案のとおりです。

○委員（成川幸太郎）提案のとおりでお願いします。

○委員（中島由美子）同じく提案どおりでいいです。

○議員（井上勝博）提案どおりでお願いします。

○委員長（福元光一）ただいま協議結果等の報告がありましたが、まず、ア、委員会ごとを一括議題とし、一括議題における議事の進め方の口述省略について、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員会ごとを一括議題とし、一括議題における議事の進め方の口述については省略することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、イ、議案等賛否通告書の提出期限について質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認

めます。

それでは、議案等賛否通告書の提出期限については、討論通告と同様に、案件が表決に付される日の前々日までとすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、ウ、投票を希望する議員の連絡について、エ、討論の順序、件数が多い順とし、件数が同じ場合は通告順、1件ずつの場合は討論交互の原則優先、2、通告順、3、抽選、4、その他、会派の意見をお聞かせください。

○委員（森満 晃）ウも前々日の提案どおり、エの討論の順も提案どおりでお願いします。

○委員（瀬尾和敬）提案どおりでいいです、両方とも。

○委員（永山伸一）ウのほうは提案どおり、それから、エのほうも①の提案どおりということでお願ひします。

○委員（成川幸太郎）ウのほうはマル、エのほうも①のほうでオーケーです。

○委員（中島由美子）同じくウ、エ、この提案どおりでお願いします。

○議員（井上勝博）ウはいいです。エは、1番がいいです。

○委員長（福元光一）次に、ウ、投票を希望する議員の連絡について、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。それでは、投票を希望する議員の連絡については、原則として案件が表決に付される日の前々日まで事務局に連絡することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

次に、エ、討論の順序について、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福元光一）質疑、意見はないと認めます。それでは、討論の順序については、件数が多い順とし、件数が同じ場合は通告順とする。ただし、件数が1件ずつの場合は討論交互の原則

を優先させるとすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、全ての項目について協議が終わりましたので、協議結果を整理し、9月議会の1か月前議運において討論の順序を除く申合せの改正について確認したいと思いますのでよろしくお願ひします。

なお、採決方法の見直しについては、今期定例会から運用していくこととなりますので、各党派等においては、議案等賛否通告書を期限までに提出して下さるようよろしくお願ひいたします。

また、投票を希望される議員は、期限までに事務局へ連絡されるよう、所属議員への周知方も併せてお願ひしておきます。

○委員（永山伸一）事務局のほうにちょっと確認なんですけど、今、一連の流れは了解したんですけど、いわゆる一括の質疑の件は委員長を報告を受けた後、質疑としては従来どおりでよろしいんですか。討論等については、当然、今話し合ったとおりで前々日に討論通告をするということになるんですが、質疑、そこら辺をちょっと確認しておきたかったんですが、どうでしょう。

○事務局長（道場益男）議題については、委員長報告の部分が一括議題になってまいりますので、例えば総務文教委員会に10議案を付託することになった場合ですけれども、委員長が10件の議案を報告しますので、その後、これらについて全部の質疑という形になってまいります。その結果、1件の議案について質疑がある場合は通常とあまり変わらないんでしょうけれども、2件ぐらい、その議案第1号、議案第3号について質疑がしたいというようなケースであれば、ちょっとこれまでと違って、まず議案第1号についてこれこれこういう点はどうだったでしょうか、議案第2号についてはこれこれ疑義がちょっとあるんですけれどもどのような質疑がされたんでしょうかという質問を一括してされるということになってくると考えております。

○委員（永山伸一）分かります。だから、それは分かるんだけど、当日、委員長報告を受けた後、一括質疑に入りますと、そのときでいいんですかという話です。そのときで。例えば、議案等の賛

否通告書は出すわけですよね。賛否通告書は全員まとめて出すわけですから、その際にやっぱり質疑があれば、質疑もうたうべきなのか、討論とはまた別ですので質疑は、全く別の話ですので、質疑の取扱いについて、ちょっとそういえばなかったなと思っているんです。そこら辺の取扱いをお願いします。

○事務局長（道場益男）質疑につきましては、これまでも通告制は取っておりませんので、そこについてはこれまでの延長というような形で、そのような議論もしておりませんでしたので、通常の通告制じゃないということで御理解いただければと思います。

○委員長（福元光一）ほかにございませぬか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）以上で、本件を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時25分休憩

~~~~~

午後1時26分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 福元 光一